機密性２

総（庶）第６５９号
令和３年８月２７日

三重県土地家屋調査士会
会長　古　尾　圭　一　殿

津地方法務局長　中　井　幸　雄

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う法務局の業務継続を確保するための事務処理体制の整備について（協力依頼）

平素は，法務行政の円滑な遂行につきまして，格別の御理解と御協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

標記については，本月２０日付け総（庶）第６１６号をもって御協力の依頼をさせていただいたところですが，三重県においては，依然として新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が爆発的に増加しており，本日から９月１２日までの間，新型インフルエンザ等特別措置法（以下「特別措置法」という。）に基づく緊急事態宣言が発令されました。

このような状況に鑑み，当局におきましては，緊急事態宣言の発令に伴う三重県緊急事態措置が実施される間，在宅勤務等の実施により出勤する職員数を縮小して業務を行うこととしました。

このため，登記及び供託事件等の処理に時間を要すること等が予想されますので，貴会会員の皆様に御理解と御協力をいただきますよう，周知方お取り計らいをお願いします。

なお，当局において事務の効率的かつ迅速な処理を維持するには，オンラインにより登記の申請をしていただくことが，最も効果が大きいものとなりますので，引き続き，オンライン登記申請の積極的な活用をお願いしますとともに，感染防止のため，登記事項証明書及び印鑑証明書等の取得について，オンライン請求及び郵送請求を利用していただくよう，併せてお願いします。